

(3) ムシロガイ

本種は内湾からやや外洋の潮間帯下部から上部浅海帯の砂泥域に生息するオリイレヨフバイ科に属する巻貝類である。

対象海岸域では測線 L-2 の 10m 地点、濁筋の外縁部の泥底で確認された。

現地調査では、平成 16 年度秋季調査時に測線 L-2 の 10m 地点で確認されたのみで、その後の調査では確認されていないため、当該海岸域における本種の主な生息域は不明であるが、既往文献によれば砂泥域を生息場所とするため、当該海岸域では濁筋底部やシルト域、泥干潟域が主な生息場所と推定される。従って、護岸改修による直接的な影響域は、本種の主な生息場所から外れているものと考えられる。

なお、既往文献では、本種は東京湾では絶滅したとの記述もあり*、当該海岸域における生息個体数も少ないことが考えられる。

*千葉県環境部自然保護課(2000)千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック動物編

(4) オキシジミ

本種は内湾の潮間帯泥域に生息するマルスダレガイ科の二枚貝類である。

対象海岸域では測線 L-3、L-4、I-5 の 290m 地点より沖側の砂底域、測線 L-5 の 10~60m にかけての泥干潟域で確認された。

H17・H18 年度施工範囲である塩浜 2 丁目側では、沖側のシルト域、砂底域が主な生息場所と考えられるため、当該海岸域における本種の個体群は保全されるものと考えられる。

(5) ソトオリガイ

本種は内湾の潮間帯の砂泥域に生息するソトオリガイ科の二枚貝類である。

現地調査では、平成 16 年度夏季調査時に測線 L-5 の 20m 地点で確認されたのみで、他の調査時期では確認されていないため、当該海岸域における本種の主な生息域は不明であるが、既往文献によれば砂泥域を生息場所とするため、当該海岸域ではシルト域や泥干潟域が主な生息場所と推定される。

H17・H18 年度施工範囲である塩浜 2 丁目側では確認されておらず、また、生息する場合も沖側のシルト域が主な生息場所と考えられるため、当該海岸域における本種の個体群は保全されるものと考えられる。

(6) その他重要種

上述の重要種の他に、現地調査では巻貝類のカワグチツボ、甲殻類のマメコブシガニ、モクズガニ、ヤマトオサガニ、魚類のエドハゼ、ビリング、海草類のアマモが確認されている。

これらの種については、当該海岸域における主な生息場所が施工場所より沖側にあるため、護岸改修による直接的な影響は及ばないことが考えられる。

また、海草類のアマモについては現地調査では 2 箇所で確認されたが、いずれも 1~2 株の確認であり、確認場所に定着している可能性は低いと考えられる。

1.5 環境保全措置について(失われる環境の代償措置)

護岸改修による重要種への直接的な影響について、確認場所と護岸改修範囲との関係から種別に予測検討を行ったが、ウネナシトマヤガイ、ウミゴマツボ、ムシロガイ、オキシジミ、ソトオリガイについては生息場所、又は生息場所の一部が、護岸改修により一時的に喪失することが予測される。

特に、現在の直立護岸直下の捨石マウンド上に成立しているマガキ群集については、改修範囲においては全域が一時的に喪失することとなり、マガキ群集に依存するウネナシトマヤガイについても、生息場所が一時的に喪失することとなる。

現在の捨石マウンドの生息場に対しては、石積護岸における捨石や間隙のある護岸構造で代償することになり、マガキ群集とそこに依存するウネナシトマヤガイの再定着を期待することとなる。

ここで、代償となる石積護岸は直立護岸と比較して間隙に富み、かつ潮間帯の延長が長くなるため、潮間帯生物の生息場である潮間帯の面積は増大する。

当該海岸域におけるマガキ群集とウネナシトマヤガイの生息分布からみて、改修後の石積護岸にこれらの生物が再定着することは、近隣の千葉港海岸習志野地区の事例からも十分に予測されるが、適応的管理手法を導入することにより、段階的な施工とモニタリングの実施、及びモニタリング結果の検証とフィードバックを繰り返していくことで、これら生物の個体群の保全に最大限の配慮を行っていくものとする。